

【重要】

## ◆ 変更届の取扱いについて ◆

### (重度障害者等通勤対策助成金)

・事業計画の変更については、変更後直近の支給請求時に変更届により提出していただき、支給請求審査の際に当該届出の内容を含んで決定されますが、変更した時点ではその内容の適否が不明であるために、支給決定通知を受けるまでの間、支給対象措置を講じないままとなってしまう場合があります(この場合、措置を講じない期間については不支給となります。)

・そうした事態を極力回避するため、特に不適となる可能性の高い下表の◎に係る変更届は、変更予定日前に提出いただくことになっておりますので、できるだけ速やかに届け出るようご注意ください。

・変更内容が支給対象措置に当たらないと思われる場合はご連絡しますので、その際は計画の見直し等をご検討ください。

※ただし、支給要件の適否については支給請求対象期間の実態と併せて判断される事項もあるため、変更届に対するご連絡の有無やその後の見直しをもって支給を確約するものではありません。

変更事項	No.	変更内容	助成金名				変更届の提出の タイミング(期限)		変更届に添付する提出書類
			駐車場 賃借	住宅 賃借	住宅 手当	バス 運転手	変更を 実施する 前日まで	変更後の 直近の支 給請求時	
1 事業主名 事業主所在地	①	事業主名	○	○	○	○		○	□登記簿謄本(写)のコピー
	②	事業主所在地	○	○	○	○		○	不要
2 事業所名 事業所所在地	③	事業所名	○	○	○	○		○	不要
	④	事業所所在地	○	○	○	○	◎		□通勤経路図<住宅・自宅~新事業所まで>
3 代表者	⑤	代表者	○	○	○	○		○	不要
4 支給対象施設・ 措置等に関する 変更事項	⑥	駐車場	○				◎		□賃貸借契約書(写) ※車両と区画の指定が必要 □駐車場の平面図 ※区画の図示が必要 □住宅・駐車場 貸与承認書(助添付様式第22号) □通勤経路図<自宅~新駐車場まで、新駐車場~ 事業所まで> ※当該経路の公共交通機関での通勤 困難性も記載 □従前の駐車場契約の解約通知
	⑦	駐車区画	○				◎		□賃貸借契約書(写) ※新区画の指定
	⑧	支給対象となる住宅 【住宅賃借】		○			◎		□賃貸借契約書(写) □住宅の付近見取図および間取図 □住民票謄本(写)のコピー ※世帯全体 □住宅・駐車場 貸与承認書(助添付様式第22号) □通勤経路図<新住宅~事業所まで> □従前の住宅契約の解約通知
	⑨	支給対象となる住宅 【住宅手当】			○		◎		□賃貸借契約書(写) □住宅の付近見取図および間取図 □住民票謄本(写)のコピー ※世帯全体 □通勤経路図<新住宅~事業所まで>
	⑩	通勤用自動車	○				◎		□車検証(写) □賃貸借契約書(写) ※新車両の指定
5 助成金振込先	⑪	振込先	○	○	○	○		○	不要
6 その他	⑫	支給対象障害者の自宅 【⑦⑧以外】	○			○	◎		□住民票抄本(写)のコピー ※世帯の一部 □通勤経路図<新自宅~事業所まで> ※当該経 路での公共交通機関での通勤困難性も記載
	⑬	支給対象障害者の勤務 場所	○	○	○	○	◎		□雇用契約書(写)など □通勤経路図<住宅・自宅~新事業所まで> ※当 該経路での公共交通機関での通勤困難性も記載
	⑭	支給対象障害者の変更 (入れ替え)	○	○	○		◎		※助成金ごとに異なりますので、都道府県支部へお 問い合わせください。
	⑮	支給対象障害者の追加				○	◎		□障害者手帳(写) □雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写) □雇用契約書(写)など □住民票抄本(写)のコピー ※世帯の一部 □通勤経路を記入した地図 □運行スケジュール表
	⑯	支給対象障害者の減少				○	◎		□雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(写)
	⑰	バス運転手				○	◎		□委嘱契約書(写) □自動車運転免許証(写) ※裏面も含む
	⑱	バス運転手の委嘱内容				○	◎		□委嘱契約書(写)
	⑲	支給対象障害者からの徴 収額	○	○				○	□住宅・駐車場 貸与承認書(助添付様式第22号)
⑳	駐車場又は住宅の賃借 料、所有者、又は契約相 手先及び賃借料の振込 先	○	○				○	□賃貸借契約書(写)など	
㉑	駐車場又は住宅の契約 更新後の内容(契約が自 動更新でない場合)	○	○				○	□賃貸借契約書(写)など	

## 【留意事項】

(注1) 表中の助成金名は、以下のとおり省略しています。

「駐車場賃借」: 駐車場の賃借助成金、「住宅賃借」: 重度障害者等用住宅の賃借助成金、「住宅手当」: 住宅手当の支払助成金、

「バス運転手」: 通勤用バス運転従事者の委嘱助成金

(注2) 表中の「住宅」とは住宅賃借・住宅手当の支給対象となる住宅を、「自宅」とはそれ以外の住宅をいいます。

(注3) 表に記載のない変更内容に関する手続きや提出書類については、都道府県支部へお問い合わせください。

(注4) 審査の必要に応じて、表に記載している以外の書類の提出を求める場合があります。

◆ 次の①又は②により支給終了となる場合、変更届は不要ですが、支給請求書に提出書類を添付いただく必要があります。

項目	提出書類
----	------

①	対象障害者の離職	雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(写)
②	駐車場又は住宅の解約	駐車場または住宅の解約通知(写)